

青少年のセクシュアリティと教育

高橋 一郎

1. はじめに

近年、青少年の「性」をめぐる問題が、大きな社会的関心を集めている。

例えば、昨春には、学習指導要領の改訂をうけて、小学校5年の保健と理科に「性」に関する事項が導入され、これがマスコミにより「性教育元年」として報道された。また、各国におけるエイズ患者・感染者の増加は、わが国においても、青少年に対するエイズ教育の必要性をいよいよ高めているのであるが、エイズの主要な感染経路が性行為であることから、青少年の性のあり方との関連が論議的となっている。

マス・メディアにおける性情報や性表現の増大が、青少年の性的問題行動増加におよぼす影響⁽¹⁾も、広く教育関係者の憂慮するところとなっている。市民運動やマスコミ各社をも巻きこんだ「有害コミック問題」の論議も、記憶に新しい。

実際、この数年、一般マスコミの報道において性教育関係の話題の増加は著しい。また、子ども・親・教師向けの性教育読本が次々と出版され、ひとつのブームをなしているといわれている。

このような現代青少年の「性(セクシュアリティ)」をとりまく諸状況に対し、社会的な考察を加えることが、本稿の目的とするところである。

ところで、このような、一見したところ「好事家」的にしかみえないテーマは、教育社会学というアカデミズムの中で、いかなる意味を持ちうるのであろうか⁽²⁾。簡単にまとめておこう。

まず第一に、最近の社会学における動向である。社会学領域では、理論研究・実証研究の両側面において、フェミニズムが一つのトレンドをなしている。そして、性＝

セクシュアリティの問題は、フェミニズム研究の中心の一つをなしており、多くの研究者によって積極的にとりあげられている。

第二に、最近の歴史学における、いわゆる「社会史」への関心の高まりである。この社会史研究においては、家族史・女性史領域の重要性が高く、その関連において性の領域に関する成果も多い。そして、これらの成果は、社会学者に対しても、さまざまな形で影響を与えつつある。

第三に、教育社会学内部の文脈である。近年の「新しい教育社会学」は、教育現象を、社会統制の側面に着目して分析することを流行させた。そして、後にみるように、青少年の性の統制をめぐる問題は、この社会統制の観点からの教育分析に、最適な事例を提供しているように思う。

第四に、同じく教育社会学会における、ジェンダー研究の隆盛である。ジェンダーの問題とセクシュアリティの問題は、本来密接に関連しているはずであるから、前者の十分な解明のためには、後者の吟味が不可欠であろう（森 1992, 180頁）。

以上のような状況を考えるならば、青少年の性の問題が、教育社会学研究の対象とされても決して不自然ではなかろう。

ところで、本稿の目的は、特集の趣旨からしても、現代社会における青少年のセクシュアリティの状況をより深く理解することにある。しかし、この目的のために、本稿が採用するのは、「歴史社会学」的（もしくは「社会史」的）なアプローチである。

もちろん、ここで言う「歴史社会学」とは、過去の事実を単に過去のものとして分析するものではない。むしろ、過去の分析は、「いま、ここ」を相対化し、「アクチュアルな現在」のなんたるかを明らかにするためにこそある。実際、最近登場している近代日本の社会学的研究のいくつかは、過去の分析を通じて、同時に、現代日本社会の「ポスト・モダン化」の意味を、尖鋭に明らかにするものとなっている⁽³⁾。

青少年のセクシュアリティの問題もまた、それが生物学的本性と結び付けられやすいがゆえに、社会学的な相対化はしばしば困難な作業となる。この相対化のためには、歴史的分析がもっとも有効な方法であると筆者は考える。本稿が歴史社会学的手法に依拠するのは、このためである。

2. 近代日本におけるセクシュアリティと教育

ところで、青少年のセクシュアリティ、およびこれと教育のかかわりの歴史的変化については、一般的には次のように考えられがちである。

(1) 性にかかわることがらを、教育の場において論じることは、かつては禁じられる

青少年のセクシュアリティと教育

傾向にあったが、この傾向も時代をへるにしたがって緩和され、性に関する教育が公然と論じられるようになった。

- (2) 青少年が性的なことがらにかかわることは、かつては抑圧される傾向にあったが、近年この抑圧は徐々にうちこわされ、青少年の性は解放された。

ところが、事実に照らしあわせる時、(1)(2)は決して正しい認識とは言えない。このような常識的通念を歴史的事実によって相対化しておくことは、現代社会における青少年のセクシュアリティの問題を考えるためにも重要である。

(1) 近代日本における性教育の誕生

最初に、(1)の通念について。われわれはしばしば、わが国における性教育は、戦後の、それもかなり最近の時期にはじまったものと考えがちである。しかし、実際には、わが国の性教育の起源は、かなり古くにさかのぼることができる⁽⁴⁾。

まず性教育論としては、明治21年の國府寺新作（1888）「性育論一斑」が存在する。そして、実際に学生生徒を対象とした実践としては、明治41年、医学者富士川游がおこなった、「色情教育講演会」が最初とされる。富士川は一方で、『中央公論』（明治41年10月号）に「性欲教育問題」という一般向けの啓蒙的論文を執筆しており、当時「社会は漸く性欲問題に注意する機運を醸成」し（金谷 1914, 231頁）ていたのである。この4年後の明治45年には、『中央公論』において、「中等程度の男女学生に性欲に関する知識を与ふることの可否」について、全国教育界名士、師範学校長、中学校長、高等女学校長の回答（1月号）、および、全国医学者の回答（4月号）にもとづいた記事が組まれている。

もっとも、これらの記事では、当時、富士川のような性欲教育推進派はむしろ少数派であり、教育家、医学者ともに、性欲教育の必要性に懐疑的な立場をとる人間がむしろ多数派をしめているようである。しかし、この時すでに、青少年の「性欲」に対する教育が、世論の注目するところとなっていたことだけは、まちがいなからう。

このような明治後期の「性欲教育」ブームは、決して一時的なものに終わったわけではない。むしろ、大正期に入ると、「性欲教育」は、「性教育」と名をかえて、いっそう本格的に議論されるようになった。大正期から昭和戦前期にかけて、数多くの性教育関連書が出版され、また、各種雑誌において、性教育をとりあげた記事が掲載されている。戦前期においても、性教育は、重要な教育問題の一つとして、それなりに活発に議論されていたのである⁽⁵⁾。

もちろん、当時、学生生徒に対して性教育実践がおこなわれる機会は僅少であった

ろう。しかし、現代における「性教育ブーム」においても、言論の場においてその必要性がしきりに強調されるわりには、教育現場はその実践に対してむしろ及び腰なのではあるまいか。そう考えると、日本の性教育は、戦前のかかなり早い段階に、今日とさほどかわらない状態に到達していた、といいうるのかもしれない。

以上のことから、「性にかかわることがらが、教育の場において論じられるようになったのは、最近のことである」という通念は、修正される必要があるだろう。

(2) 伝統社会における青少年のセクシュアリティ

だがしかし、注意しなければならないことは、「性について論じること」と「性行動をおこなうこと」とは、別の次元のものだということである。戦前期の日本においておこったことは、前者にかかわることがら、すなわち「教育の名において、性について語ることが許容されはじめた」ということである。後者、とくに青少年の性行動に対しては、戦前期の日本社会はどのような態度をとっていたのか。この点について検討しよう。

これは、先にあげた通念の(2) (=「青少年の性は、かつて抑圧され、最近になって、解放された」という通念)に関する問題である。この通念もまた誤りであることは、すでに予告した。言説レベルでの「解放」に対応して、戦前期にすでに、青少年の性の行動レベルの「解放」がおこっていたのだろうか。もちろん、話はそう単純ではない。問題は、解放のおこった時期ではなくして、「解放」という変化の方向性それ自体である。結論からいうならば、近代化は、青少年の性行動を「解放」したとはいいがたく、逆に多くの面でこれを「抑圧」したのであった。

例えば、今日、性行動はもとより、性的な情報への接触さえもが、青少年から遠ざけられるのが望ましい、とされることが多い。これは、単なる社会的慣習の問題ではない。つまり、青少年期という生物学的・心理的な発達段階の要請に即応したものであり、「性的なもの」は、青少年の「健全な発達」にとって有害なのだ、と広く信じられているのである。その結果、児童期はもちろんのこと、第二次性徴がきざして身体的には性行為が可能になっても、なお、青少年たちは「性的なもの」から遠ざけられたままである(性的モラトリアム)。

だが、しかし、比較研究および歴史研究は、上記のような事態が、近代社会に特有のものであることを明らかにしている⁽⁶⁾。このことは、わが国についてもあてはまる。このことを確認するためには、伝統的共同体に関する民俗学的研究が有用である。

伝統的農村共同体は、青少年の性行動に関しては、今日よりもはるかに寛容であっ

青少年のセクシュアリティと教育

たようだ⁽⁷⁾。村では、第二次性徴の到来と時期をほとんど同じくして、男女はそれぞれ、若衆・娘衆という年齢集団に加入するのが一般的であった。この集団に加入後は、共同体の一人前の働き手とみなされ、同時に、性行動についても、公認される。したがって、経済的にも、また性的にも、モラトリアムは存在しない。むしろ、青少年自身のみならず、親の側でも、性体験の遅いのを恥と思うような習慣があり、例えば、娘のために親が若衆に頼みこみ、娘の初体験の相手をしてもらう、というようなこともあった⁽⁸⁾。

さらに、村においては、若者の性行動は、単に「容認」されていただけでないことに注目すべきである。その方法はしばしば、積極的に「教育」されたのである。それも、今日の「性教育」のように単に情報として教えるのではなく、性行為の方法を具体的・実地的に伝達したのである。例えば、若衆入りの儀式として、若衆たちと後家などの年長者の女性たちとが、地蔵堂などに集まって一夜を共に「おこもり」し、そこで若衆と女性が一對になって、性的技法を「教育」する、というような形態が存在した、という⁽⁹⁾。あるいは、新しく若衆入りした男子のために、先輩の若衆が、適当な年長の娘衆に頼みこみ、後輩の「教育」をしてもらう、というような形態もあった。

(3) セクシュアリティの近代的抑圧の成立と性教育言説

このような農村共同体的な青少年のセクシュアリティの様態は、明治以降の近代化の過程において、次第にその姿をかえてゆき、青少年に対して性行動の禁欲が強制されるようになってゆく。

ここで起こった「セクシュアリティの近代化」の過程については、現時点では不明な部分も多いが、しかし、この過程が、決して単一の要因によってもたらされたものではなく、そこに複数の社会的要因が関与していたことは、たしかである。

単純化して整理するならば、まず第一に、明治以降の国家の政策（例えば、地方改良運動）による、農村共同体の「野卑な風俗」の駆逐がある。この過程において、共同体の性行動の基盤であった若衆組・娘組などの年齢集団は解体され、青年団や処女団などの近代的組織へと改組されてゆく。そして第二に、これと同時平行的に、青少年の学校教育への取り込みがなされる。学校教育においては、一般に、欲求充足延期的・禁欲的なエートスが強調されるから、快樂一般が抑圧される傾向にある。この傾向は、とりわけ性的快樂について、顕著である⁽¹⁰⁾。さらに第三として、婚前の純潔や貞操を重視する家族意識の浸透がある⁽¹¹⁾。この意識が、学校教育や社会教育を通じて普及してゆくことによって、上述の制度的な変容を、イデオロギー的側面から支えて

いったのであろう。

このように、近代社会は、青少年を性行動から排除した。そして、近代日本において性教育言説が登場した時期である明治末から大正にかけての時代は、同時に、この排除が全社会的に進行していた時期であった、という事実注目しなければならない。

もちろん、これが偶然の一致であるはずがない。両者には密接な関連があると考えられる。二つの変化はともに、青少年のセクシュアリティ、およびその「教育」に賦与される社会的意味の根本的な変化を反映しているのである。

性教育言説の登場と、「性に関する教育」の登場は、同義ではない。上でみたように、性教育言説の登場のはるか以前から、伝統的共同体においても、「性に関する教育」は存在した。したがって、性教育言説の登場とは、実は、「性に関する教育」の登場ではなくして、「性に関する教育」の意味の変化なのである。

伝統的共同体の「性に関する教育」は、性行為の方法の実地的教授であった。ところが、近代的意味での「性教育」は、このような性的技法の実地訓練を放棄した。かわりに、「性教育」とは、なによりも、「性について語ること」「論じること」となった。性にまつわることがらは、論じられるまえに、なされてしまっていることだ、という言葉がある。しかし近代社会の性教育においては、逆に、性にまつわることがらは、なされるまえに、論じられなければならないことになったのである。

しかも、この性教育言説においては、性行動に関する実践的教授が欠如しているのみならず、その知識の側面もが、つまり、「性行動とは何をどのようにすることなのか」についての情報を伝達することさえもが、おこなわれぬ。むしろ、具体的な性行動の方法への言及は、教育の名にふさわしくないものとして、タブーとされる。かわりに語られるのは、「何をなしてはならないか」という、性の禁忌に関する詳細な叙述である⁽¹²⁾。

明治・大正期に始まり、現代まで続いている、われわれが「性教育」と通常呼んでいるような教育実践とは、このようなものなのである。われわれは普通、このような教育実践こそが「性教育」であることを、自明視して疑わないのであるが、しかし、上述のように反省的に分析してみるならば、これは、非常に奇妙な「教育」ではなかろうか。近代以降の「性教育」とは、要するに、「性の具体的・実地的側面については何も教えないこと」なのだから。

3. 性教育言説の社会学

われわれは、通常、「性について語ること」と、「性に対して開明的である」こととを同一視しがちである。その結果、(教育者が性についてのことがらを語る、という近代的意味での)「性教育」の営為をも、性に対するオープンな態度のあらわれとみなしがちである。

しかし、前章の考察は、このような通念に対して疑義をなげかける。ここで、われわれは、「性教育」という営みを、青少年のセクシュアリティに対する社会統制という観点から、再検討しなければならない。

(1) 現代性教育のイデオロギー的性格

前章において、近代的意味での性教育とは、実は、「性の具体的・実地的側面については何も教えないこと」であることを確認した。では「性教育」の名で、語られるものは何か。

それは、まず第一に、性に関する価値や理念である。「性とはおそろしいものである」といったような否定的価値賦与にせよ、「性とはすばらしいものである」「かけがえのないものである」といったような肯定的価値賦与にせよ、近代の性教育言説には、性に関する価値判断、すなわちイデオロギーが充満している。おそらく、現代のあらゆる教育領域の中でも、「性教育」ほど、イデオロギッシュな言説空間に支配されている領域も少ないのではないか。

例えば、「性教育は、男女の身体や生理に関する知識の単なる伝達に終わってはならない」というような主張が、繰り返しなされる。つまり、性教育とは「人間や生命の尊厳を教える教育」であり「全人教育」である、と。

もっとも、現代の性教育は、戦前期における「道徳重視」の「純潔教育」とは異なる、いわゆる「ヒューマン・セクシュアリティの教育」である、などの主張もしばしばなされる。だが、しかし、この「ヒューマン・セクシュアリティの教育」なるものは、しばしば観念的・抽象的であり、具体的な性行動とのかかわりは明らかにされなのまま、「性ってすばらしい」「性ってすてきだ」「よりよき性をつうじて、人間は幸福になれる」といった、空疎な「性愛至上主義」のみが強調される傾向にある。

このような現代性教育言説は、次の2点において、戦前期のそれと連続性をもつ。すなわち、現実の性行動との連続を欠いたまま、「あるべきセクシュアリティの姿」を押しつける、という点において、そして、この「あるべきセクシュアリテ

ィの姿」は、「性とはかけがえのないものだから、大切にしなければだめですよ」というようないいまわしで、性行動に対する自重をうながし、結果として、性的モラトリアムを強要するという点において、である。

また、現代学校における性教育は、多く、性非行の予防の方策として存在することもまた、強調しておかなければならない。性教育の社会統制的性格は、何よりも、この点にこそあらわれているといえる。確かに、精神病、犯罪などの「諸悪の根源」とみなされていたマスターベーションが、戦後には、その無害性が強調されるようになったなど、性に関する禁忌のリストの内容は、大きく変化した。しかし、不純異性交友、妊娠、中絶、売春など、性に関する逸脱行為の目録には、依然として多数が収録されている⁽¹³⁾し、比較的最近になって、このリストにつけ加えられた新たな項目さえ、存在するのである。

そもそも、青少年の性行動に関する禁忌は、近代化とともに減少しているのだろうか。必ずしも、そうとはいえない。実際、地方によっては「夜這い」風俗は、戦後の早い時期まで残存していたらしいし、また、同じころの都市部においても、上級学校に進学しない労働者階級の青少年は、結構おおらかな性風俗を謳歌していたようだ。ところが、現代においては、伝統的共同体の性規範は消失し、また、就学期間の延長により、いよいよ多くの青少年が学校教育制度にとりこまれるようになった。「しろ」と相手の性交渉の場が制限されたのに加え、売春の非合法化は、「プロ」相手の性交渉のコストをも著しく高めた。このような、婚外性交の機会の減少に加え、結婚年齢は、ますます上昇する傾向にある。

こう考えると、青少年に対する純潔規範・禁欲規範の強制力は、ある意味では、戦前期をも上回っているともいえるのではないだろうか。実際、戦前期においては、男子学生が娼婦を買うくらいは、それほどたいした逸脱行為とはみなされなかった。また、ティーンエイジャーが結婚のために学校を中退することなども、別にめずらしくはなかった⁽¹⁴⁾。しかし、現代学校教育は、両者ともに、重大な逸脱行為とみなすだろう。

(2) 有害図書問題をめぐって

以上に述べたような諸問題が、狭義の「性教育」にとどまらない、現代社会の青少年のセクシュアリティの統制様式の全般にわたっていることは、いわゆる「有害コミック問題」によって確認することができる⁽¹⁵⁾。

最近の「有害コミック問題」は、1990年に端を発する。この年、青少年向けのマン

青少年のセクシュアリティと教育

が（いわゆるコミック）の中の性表現のいきすぎが、マスコミによってセンセーショナルに報道され、同時に、これら「有害コミック」の規制の請願を目的とした住民運動が全国各地で広がった。これにより、コミック本に対する世論の批判が高まり、その結果、多数のコミック本が、各都道府県によって「有害図書」指定された。そして、その多くが大手出版社発行のものであったことが、出版業界に一種の恐慌状態を引き起こし、問題とされたコミックの連載打ち切りや、単行本の絶版など、出版業界自身による過剰な自主規制⁽¹⁶⁾を引き起こしたのである。

この「有害コミック問題」をめぐる社会的な論議には、現代社会における青少年のセクシュアリティの統制のパターンが、何よりも端的に示されている。

第一の問題は、セクシュアリティの問題が、性的逸脱に対する統制の問題として語られるという点である。「ポルノ・コミック」の問題性は、なによりも、「判断力の乏しい」青少年をして、その性的感情を無用に刺激し、粗暴性を高め、結果として、青少年の性非行を増加させている、という点にあった⁽¹⁷⁾。

だが、このような主張には、二重の意味で事実誤認が存在する可能性がある。

まず、メディアの性表現と、性犯罪との間の関係は、実は、普通に考えられているほどには、自明ではない。いわゆるポルノ・メディアの「有害な効果」については、実証データによって検証されているとはいいがたい。この「有害な効果」を支持するような実験データも存在するが、それは、しばしば短期的・限定的な効果の検証にとどまっており（ポルノ視聴の直後に、被験者の攻撃性が高まった、など）、ポルノ・メディアが性犯罪を誘発することを、直接的に検証した研究は、現時点ではほとんど存在しないようである。逆に、ポルノ・メディアが、性犯罪をむしろ抑止する効果をもつ可能性を、データによって主張する研究者も多い⁽¹⁸⁾。また、ポルノ・メディアの有害性は、特に青少年に対するそれが強調される傾向にある。しかし、このような青少年期におけるポルノ・メディアへの接触が人間形成に有害な影響を与えるという説も、実証的根拠はとぼしい⁽¹⁹⁾。

さらに、「青少年の性行動の低年齢化、性非行の活発化」という「常識」についても、それが客観的事実を反映したものであるかどうかは、実は疑わしい。各種犯罪統計によっても、「青少年の性非行の増加」を明確に確認することはできない。また、実証的な調査研究の結果も、「性行動の低年齢化」仮説を否定する傾向にある⁽²⁰⁾。

しかし、ここで、ポルノ・メディアが、青少年に「有害な影響」を及ぼすのかどうか、あるいは、青少年の性非行が「活発化」しているのかどうかを客観的に確定することは、さほど重要ではない。ここでは、現になされているポルノ・コミックの「有

害性」の主張が、それが「広く社会に信じられている」という以上に、何の根拠をもたないままになされている、という点を確認すれば十分である。

したがってわれわれは、「性情報の増加が、青少年の非行や性犯罪を助長している」という、経験的には根拠のない通念が、自明の「常識」として広く流通するようになった、その知識社会的メカニズムをこそ、問わなければならないであろう。

次に、第二の問題点として、「コミック批判」が、常に「あるべきセクシュアリティの姿」についての道徳的価値の押し付けを背後にもつ、という点があげられる。

コミック批判者はしばしば、「ポルノ・コミック」が、性についての「誤った」イメージを青少年に植えつけている、と主張する。特に問題とされているのは、性をもっぱら「快楽の道具」として描いている点である。

しかし、「正しい性」「誤った性」とは、いかなる基準によって判断されるのか。キンゼイ報告以来の現代人の性行動や性意識に関する調査研究によれば、性における快楽の追求は、多数の人々によってなされていることであり、その意味では、むしろ「正常」な行動とさえいいうるのである⁽²¹⁾。

もちろん、ここでは、いかなる性のありようが、「正常」な姿なのか、を確定することが問題なのではない。重要なのは、性における正常／異常は、価値選択の問題でしかありえず、したがって、おのずから「多元性」が認められなければならない、ということである。「有害コミック問題」においては、「正常な性の姿」が、そして一方的に、青少年に対して押し付けられていることが、問題なのである。

だが、このような「押し付け」を正当化する論理として、しばしば、「青少年の判断の未熟さ」が強調される。しかし、この「未熟さ」もまた、経験的根拠のとぼしい「通念」にすぎないのである⁽²²⁾。調査研究によるならば、むしろ、性情報の氾濫くにもかかわらず、現代青少年の性意識は、大人が想像するよりもはるかに、「健全」であるともいいうる⁽²³⁾。ともすれば、現代の青少年は「メディアによって多量の誤った性情報を植え付けられ、その結果、頭の中は性的な妄想でいっぱいになっている」というようなイメージが抱かれがちであるが、このイメージには、多くの歪曲が含まれている。このイメージは、むしろ、大人社会の側が、自らの抑圧された性的不安を、青少年に対して投影したものなのではないか、と疑ってみる必要がある。

(3) 性教育ブームの意味

本稿冒頭で述べたように、最近の教育界は、「性教育ブーム」である。だが、性教育ブームは、わが国においても、明治末以来、周期的におとずれており、決して昨今に

青少年のセクシュアリティと教育

始まったことではない。また、その議論の本質的な性格は、一世紀を経ても、変化していないように思える⁽²⁴⁾。

このことはおそらくは、性教育に限ったことではない、教育システムの保守性・硬直性のあらわれなのであろう。現代社会の変動の中で、教育をとりまく「場」はドラスティックな変化をとげている。ファンクショナルな社会システム理論を前提とするならば、教育システムは、この社会変動と連動した変貌をとげるはずだが、はたしてそうなっているだろうか。いや、現代の教育システムは、むしろ逆に、この変化に強固に抵抗し、教育の古い枠組みへ、ますます固執しようとしているのではないか（例えば、現代学校における、ほとんど戯画的なまでの「管理」の強化）。

現代の性教育ブームもまた、それを青少年の性に対して寛容であろうとする、教育システムの側の変化の兆しとみなしてはならないであろう。むしろ逆に、青少年のセクシュアリティを言説によってよりいっそう強力に統制しようとする教育システムの意志の表出とみなすのが適切なのではないだろうか。

〈注〉

- (1) ただし、後でも述べるが、近年、青少年の性行動が低年齢化し、同時に性非行が活発化しているという通念は、必ずしも事実を反映しているわけではない。
- (2) 青少年の性をめぐる問題を、教育社会学者が研究対象としてとりあげることは、これまでのところ皆無に近いといえる。亀山（1986）、山村（1988）が、その僅少な例であろう。
- (3) 例えば、竹内（1991）における「受験のポスト・モダン化」の分析など。
- (4) 戦前期におけるわが国の性教育の状況としては中嶋・田代（1991）を参照。
- (5) 例えば、昭和前期における岩波書店刊行の『講座教育科学』においても、その一冊が『性教育の問題シンポジウム』（野上・原田他 1932）にあてられている。
- (6) 文化人類学の事例としては、M. ミード（1976）『サモアの思春期』が有名である。歴史研究としては、例えば、アリエス（1980）『<子供>の誕生』における、ルイ十三世の幼少期の記録を参照。ここでは、王の家族や侍従たちが幼王の性器をもてあそぶ情景が描かれ、「幼児＝性的に無垢なるもの」という近代的観念を相対化するのに有益である。なお、この問題に関する欧米の研究成果は、山村（1988）を参照。
- (7) 伝統的農村共同体における青少年のセクシュアリティの様態については、中山（1983）、赤松（1993）参照。赤松は、彼自身の実体験をもふくめた精密な実地調査にもとづいているために、リアリティは抜群である。逆に中山は、詳細な文献デー

タの収集に依拠したものであり、資料的価値が高い。

- (8) 農村共同体において一般的におこなわれた婚外性交渉の形態が、「夜這い」である。「夜這い」とは、女性に対する、男性の深夜の訪問である。農村の住宅状況のもとでは、未婚の娘は親と寝室をともにすることが多い。したがって、娘に対する若衆の「夜這い」には、おのずから、娘の両親の積極的協力がともなったのであった。赤松（1993）参照。
- (9) 若衆入りの「おこもり」の儀式における、村の中年の婦人による若衆の実地指導は、次のようなものである。「…女が舌を出す。迷っている若衆をかかえて口を開けさせ、舌を入れる。…よいところで離して、胸をひろげ両乳を出す。…そこで若衆にお乳をさわらせ、すわせたりする。ぎごちないと…、女の喜ぶ吸い方やもみ方を教えた。…お乳がのめるようになると、腰巻をひろげて全裸になる。…若衆をかき上げ、…乗ってくると、女体のかかえ方や、手の廻し方…を教え、男のものをつまんで自分の中に入れ、腰の使い方、しめ方などを教えてやる」（赤松 1993, 78～79頁）と、まことに詳細をきわめている。
- (10) 学校教育の「性的快樂へのおそれ」の端的な例が、戦前期の学校教育における「マスターベーション弾圧」である。木本（1976）参照。
- (11) これらの家族観は、しばしば封建的なものの「遺制」とみなされがちであるが、近年の家族史研究は、これらの「封建的家族制度」が、明治以降の近代において広範に普及したものであることを明らかにしている。小山（1991）、牟田（1990）参照。もっとも、これらの「純潔」や「貞操」などの観念のルーツが、「封建時代」にあることは否定できないが、しかし、それは、人口的には少数の武士階級の家族観を支配しただけであり、大多数を占める庶民層にはほとんど無縁のものだったろう。
- (12) 例えば、戦前期の性教育書において執拗に登場するのが、自慰の害についての叙述である。煩悶、神経衰弱、癲癇、貧血、自殺、不良化、同性愛などは、ことごとく自慰に耽溺した結果とされ、この害から青少年を救済するために、「運動を奨励し、精神を刺激したり想像力を興奮せしめたりする小説類の播読を禁じ刺激性の食物や肉感を誘うやうな被服寝具を使用せしめぬ」ようにし、さらに「止むを得ず、常に監視を附」し、ついには「常に手袋—表面に刺のある—をはめて置」かせたり、というような方法も考案される（春野（1920）、100～101頁）。もちろん禁止されるのは自慰だけでなく、青少年の性行動一般である。過度の性行為（過淫）によって、「全身衰弱し、視聴力共に衰え、脳及び神経衰弱して幽鬱症を呈し」「消化不良、心悸亢進、皮膚蒼白、歩行困難、運動障害、陰萎、遺精、夢精等を起こし」、はなはだ

青少年のセクシュアリティと教育

しきは「脊髄病、心臓病、精神病等を起こすに至り、またその子孫に白痴、低能者等を生ずるに至る」。さらに、行為の相手によっては、いまわしき「花柳病」をもたらすことはいうまでもない。(羽太・伊藤 (1921), 60~61頁)

- (13) このことを如実に示すのが、文部省 (1986) の『生徒指導における性に関する指導』である。この、現時点で数少ない文部省発行の性教育 (ただし文部省は、「性教育」ではなく、「性に関する指導」という用語をもちいている) マニュアルでは、その全編にわたり、「性に関する指導」と「性的逸脱に対する指導」が、同一視されている。例えば、「性に関する指導事例とその考察」という章にあげられている事例は、「男女交際と勉強の板ばさみに悩む中学3年の男子」、「過度の自慰に悩む男子生徒」、「ベッティング等の性行動を繰り返している女子中学生」、「家出や異性交友を繰り返していた女子中学生」、「中学生の妊娠」、「カンパで友人の人工中絶の費用を集めた女子高校生」、「売春を行った女子高生」、「4人の男子高校生による女子高校生への集団暴行」、「中学生の下着盗」など。もちろんこれは、文部省の意図だけに還元できるものではなく、それだけ、教育現場の要請も大きい、ということなのであろう。
- (14) 井上 (1991) によれば、戦前の女学校においては、結婚のための中途退学は、さしてめずらしいことではなく、学業を完遂して卒業することは、むしろ、女性的魅力の欠如の証拠とみなされ、「卒業顔」(「不美人」のために結婚相手がみつからず、しかたなく在学を続けていた、という意味) などと揶揄された、とのことである。
- (15) 有害コミック問題については、福島 (1992a), 清水・秋永編 (1992), 月刊『創』編集部編 (1991), 中河・永井編 (1993) を参照。
- (16) 青少年条例に基づいて「有害指定」された図書は、青少年への販売が禁止されるとともに、「成人コーナー」への陳列が義務づけられる。しかし、この義務に反しない限り、その出版や販売までが禁止されるものではない。
- (17) 「子供たちにセックスさせるとぎつい性描写の子供向けポルノコミックが……、猛スピードで子供たちをむしばみ、判断力の乏しい幼い子供の非行や性犯罪を引き起こされている」(1991年5月の第120回国会で採択された、有害コミック規制に関する請願 (月刊『創』編集部編1991, 110頁))
- (18) 例えば、犯罪性向を持つ人間が、自身の危険な欲望を、ポルノ・メディアによって代償的に満足させることにより、性犯罪が抑止される、というような説明がなされる。これを支持するデータとしては、いわゆる「ポルノ解禁」直後に性犯罪が減少したスウェーデンの例が有名である。ポルノの効果に関する社会心理学研究の概

- 観としては、小林（1978）参照。
- (19) 性犯罪者の方がむしろ、正常者に比べて、青少年期におけるポルノ・メディアへの接触頻度が少ない、というようなデータも存在する。これは、正常者と、性犯罪者の、生育した家庭環境の違いをあらわすものとされている（すなわち、性犯罪者の方が、性的抑圧の強い家庭に育っており、したがって、ポルノ・メディアへの接触頻度が少ない）（小林 1978, 216-217頁）。
- (20) 青少年層に対する質問紙調査によるトレンド分析の結果では、高校生層においては、各種性行動の経験率の最近の経時的変化は、多くの項目において減少傾向にあることが、確認されている（日本性教育協会編1988）。
- (21) さまざまな情緒障害や性犯罪の背後には、むしろしばしば、性に関する快樂の否定＝性的抑圧が存在することが、多くの臨床事例によって知られている。例えば福島（1992b）は、厳格で抑圧的な家庭に育った少女が、快樂追求的なセックスを知ることにより、情緒障害に陥った例を紹介している。この少女は、アルバイトをする中でいろいろな人の男女関係を知ったり、また、恋愛小説を読んで考えたりするうちに、「自分はこれでいいんじゃないのか」と思えるようになり、回復したという（129～132頁）。
- (22) たしかに、性をめぐる心理的葛藤や不安は、青少年期に多くみいだされ、この事実は「青少年の未熟さ」を支持しているように見える。だが、このような葛藤の源泉は、実は、近代社会における青少年に対する「性的モラトリアム」の強制にこそ存在するのではないか。実際、多くの伝統社会や未開社会には、このような「青年期の葛藤」がみいだせないことが知られている。例えば、ミード（1976）参照。
- (23) 日本性教育協会編（1992）の質問紙調査によれば、中学・高校生の性に対するイメージは、「愛に満ちた」「本能的」「自然な」「人間的」「情熱的」などの項目で順に反応が高い（46頁）。
- (24) 小倉（1988）によれば、戦後のわが国においては、三度の性教育ブーム（第一次が終戦直後、第二次が昭和45年前後、そして第三次が現在）が存在した。そして、そのいずれにおいても、意図するところは、「建前も、本音も、社会秩序の維持」（162頁）であった、という。

〈文献〉

- 赤松啓介 1993, 『村落共同体と性的規範』言叢社。
 アリエス, P. 1980, 『<子供>の誕生』みすず書房。

青少年のセクシュアリティと教育

- 福島 章 1992a, 『マンガと日本人』日本文芸社。
- 1992b, 『青年期の心』講談社現代新書。
- 月刊『創』編集部編 1991, 『「有害」コミック問題を考える』創出版。
- 羽太鋭治・伊藤尚賢 1921, 『父と子の性欲問答』新橋堂 (中嶋監修 1990-1 第2巻として復刻)。
- 春野道男 1920, 『性に関する講話』大同館書店 (中嶋監修 1990-1 第2巻として復刻)。
- 井上章一 1991, 『美人論』リプロポート。
- 金谷幸太郎 1914, 『性欲教育』藤田文林堂・開文社 (中嶋監修 1990-1 第1巻として復刻)。
- 亀山佳明 1986, 「思春期における性愛的経験の解釈」『教育社会学研究』第41集, 125～135頁。
- 木本 至 1976, 『オナニーと日本人』インタナル株式会社出版部。
- 小林 司 1978, 「ポルノグラフィ」徳田良仁・小林司編『人間の心と性科学Ⅱ』星和書店, 200～228頁。
- 國府寺新作 1888, 「性育論一斑」『教育時論』第123号, 9～11頁。
- 小山静子 1991, 『良妻賢母という規範』勁草書房。
- ミード, M. 1976, 『サモアの思春期』蒼樹書房。
- 文部省 1986, 『生徒指導における性に関する指導—中学校・高等学校編—』大蔵省印刷局。
- 森 繁男 1992, 「『ジェンダーと教育』研究の推移と現況—『女性』から『ジェンダー』へ」『教育社会学研究』第50集, 164～183頁。
- 牟田和恵 1990, 「日本の近代化と家族—明治期『家族国家観』再考—」筒井清忠編『近代日本の歴史社会学』木鐸社, 67～93頁。
- 中河伸俊・永井良和編 1993, 『子どもというレトリック』青弓社。
- 中嶋邦監修 1990-1, 『性教育研究基本文献集』大空社。
- 中嶋邦・田代美江子 1991, 『性教育研究基本文献集 解説』大空社。
- 中山太郎 1983, 『増補 日本若者史』パルトス社。
- 日本性教育協会編 1988, 『青少年の性行動 わが国の中学生・高校生・大学生に関する調査分析 (第3回)』日本性教育協会。
- 1992, 『青少年とマンガ・コミックスに関する調査報告書』日本性教育協会。

- 野上俊夫・原田實他 1932,『性教育の問題シンポジウム』(『岩波講座 教育科学 第12冊』岩波書店(中嶋監修 1990-1 第12巻として復刻)。
- 小倉千加子 1988,『セックス神話解体新書』学陽書房。
- 清水英夫・秋吉健次編 1992,『青少年条例』三省堂。
- 竹内 洋 1991,『立志・苦学・出世』講談社現代新書。
- 山村賢明 1988,「思春期とは何かーその制度的変容ー」山村賢明責任編集『思春期とは何か(親と教師のための思春期学1)』情報開発研究所, 3~33頁。